

令和元年第2回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和元年6月11日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	赤松紀幸	応	出	5	近藤由美子	応	出
2	村尾重利	〃	〃	6	森岡健治	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	加藤康幸	〃	〃
4	関本豊	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	赤松紀幸
副議長	村尾重利

事務局職員	氏名
事務局長	森本秀行
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和元年第2回定例会第1日目を宣告（9：38）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
4 番	関 本 豊
5 番	近 藤 由美子

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	大 谷 吉 廣
副 町 長	中 井 慶 仁	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	八十島 温 夫	保 健 福 祉 課 長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課	成 川 良 洋	教 育 課 長	井 上 靖
ふるさと創生課長	友 岡 純	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	ただいまから、令和元年第2回松野町議会定例会を開会します。 (9:38)		
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。		
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	それでは、議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。 本日令和元年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中御出席を賜り、誠にありがとうございます。 今月に入りまして、全国各地で猛暑日を観測するなど、日中は暑さが続いており、加えてまとまった雨が降らず、水不足の影響が懸念されるなど、天候不順が当たり前のようになっております。昨年の7月豪雨災害から1年が経とうとしておりますが、あの災害を教訓に、台風、猛暑、干ばつなど様々な異常現象への対策に重点的に取り組まなければならないと考えております。 さて、平成から令和へと時代の節目を迎えて1ヶ月余りが経過しました。 先般5月27日には、令和初の国賓としてトランプアメリカ大統領を迎え宮中晩餐会が催されました。天皇皇后両陛下が豊富な海外経験を生かされ、流ちょうな英語で大統領夫婦と親交を深められるなど、新時代にふさわしい皇室の姿を拝見した思いでございます。 また国政におきましては、参議院議員通常選挙に合わせて衆議院解散、衆参ダブル選挙の実施が浮上するなど、政治の駆け引きが行われております。昨夜から今日にかけての報道では、解散風は大分弱まり当初の予定どおり7月21日に参院選投開票との観測が強まっているようですが、どちらにせよ、選挙事務を執り行う自治体としては公平で適切な投開票事務が実施できるように万全の準備に努める所存であります。 先般6月2日には第3回松野四万十バイクレースが虹の森公園を

発着点に開催されました。当日はレース途中で冷たい雨に見舞われるなど悪条件となりましたが、全国各地から参加した約150名の選手が、急勾配の林道をめぐる日本有数のタフな山岳コースで、体力と精神力の限界に挑戦しておりました。

今後も県や近隣市町、関係機関との連携を図りながら地域の魅力をPRするイベントとして発展できればと期待しているところでございます。

そのほか町内における3月定例会以降の主な諸行事につきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので、御確認のほどお願い申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告4件、専決処分の承認2件、条例の改正2件、基金条例の制定1件、動産の買い入れ2件、人事案件1件、一般会計補正予算の諸案件であります。御提案申し上げます議案の詳細につきましては後ほどそれぞれ御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議

長

次に、今期定例会に関する諸報告をします。

まず、今期定例会に提出される案件を報告します。

今回提出される案件は15件であって、この議案番号件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。

続いて、本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。御承知をお願いいたします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者を報告します。

本日の会議に出席する者は、町長、副町長、教育長、総務課長、防災安全課長、ふるさと創生課長、農林振興課長兼農業委員会事務局長、町民課長、会計管理者兼出納室長、建設環境課長、保健福祉課長、教

<p>森本事務局長 議</p>	<p>育課長、代表監査委員の13名です。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から平成31年2月、3月、4月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告をさせます。</p> <p>「議長」</p> <p>「森本事務局長」</p>
<p>森本事務局長 議</p>	<p>議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告します。</p> <p>3月30日松野町立吉野生保育園閉園式が開催され議員が出席しました。4月4日愛媛県町村議会議長会全員協議会が松山市で開催され議長が出席しました。5月9日第30回四国西南サミットが大洲市で開催され議長が出席しました。5月22日令和元年度四国西南地域道路整備促進協議会総会が愛南町で開催され議長が出席しました。5月23日自主議会運営委員会が開催されました。5月28日、29日令和元年度町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され正副議長が出席しました。5月30日鬼北土地開発公社理事会が鬼北町で開催され議長が出席しました。5月31日新人議員勉強会が開催されました。6月3日全員協議会が開催されました。6月5日議会運営委員会が開催されました。6月6日宇和島地区広域事務組合議会臨時会が宇和島市で開催され議長が出席しました。</p> <p>以上が、議会閉会中の主要行事であります。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p>
<p>中井副町長 議</p>	<p>ここで、4月1日付けで、副町長に就任されました中井慶仁副町長から、就任の挨拶を受けることにします。</p> <p>(中井副町長 ～ 挨拶)</p> <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4</p>

議	長	<p>番関本豊議員、5番近藤由美子議員を指名します。</p>		
議	長	<p>日程第2 「会期の決定」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>		
議	長	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番関本豊議員の質問を許します。</p>		
4	番	関	本	<p>「議長4番」</p>
議	長	<p>「4番、関本豊議員」</p>		
4	番	関	本	<p>通告してあるように、定住対策の推進についてお尋ねします。</p> <p>全国的に地方の人口減少は喫緊の課題であり、本町においても、それはより深刻な問題であると思います。</p> <p>本町でも人口減少対策として、移住定住対策に取り組むためいろいろな戦略を策定し、各種事業を推進されていることと思いますが、定住を進めるためには、様々な対策が必要であると感じます。まずは雇用の場、子育て、住む所といったいろんな施策が必要であると思いますが、その中で住む所というのは、重要な項目の1つであると考えます。</p> <p>町内では、空き家が増えており、それを活用しない手はないと思いますが、そこで空き家対策について、町でどのような取り組みを行っているのか、それで、どのような効果が得られているか、それにより今後定住対策をどのように推進させていくのか、あわせて町の考えをお聞かせください。</p>
坂	本	町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>		

坂 本 町 長

それでは、関本議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少対策が国の最重要課題となっている今日、多くの自治体が知恵をしぼって移住の促進に取り組んでおります。また、その成果によって、都市部の若い世代を中心に田舎暮らしへの関心や田園回帰の流れが年々高まっていることを実感しているところであります。

本町でも都市圏で行われる移住フェアや農業フェアなど、移住相談会へ参加しておりますが、全国各地が競い合って移住者獲得合戦を行っている状態でありますので、県とも協力しながら、より効果的なPRになるように努力しているところでございます。

御質問いただきました空き家の活用につきましては、移住相談の際にも非常に重要なポイントであると認識しております。

平成27年度に町が実施した空き家調査においては140件余りの空き家を把握し、空き家台帳を整備しましたが、その中で直ぐに活用できる状態の空き家は限られているのが実情です。その理由は、家屋の老朽化が進んでいることや所有者が近隣におらず協議が困難なもの、また年に数回の帰省場所として利用するなど様々です。

そこで、毎年5月に送付する課税通知に空き家活用の呼びかけ文書を同封するなど、掘り起こしに努めているところであり、今後も所有者や地域の御協力をいただきながら、空き家の再利用を進めて参りたいと思います。

また、防災対策及び環境整備の観点からは、空き家等対策の推進に関する特別措置法にもとづき、松野町空き家等対策協議会を設立し、町内における空き家等の把握や特定空き家等の措置に関する検討を行っております。それにより、国の補助事業を活用した空き家等実態調査や危険空き家を除去する空家等除去事業を実施しているところであります。

そのほか町営住宅による施策として、松野町住宅マスタープランや松野町公営住宅等長寿命化計画等の中長期計画にもとづき、住宅施策及び定住対策の取り組みを行っており、平成28年度と29年度に旧

松野中学校寄宿舍跡地を活用した定住促進住宅として世帯用を5戸、単身用を8戸を建設し、定住促進に効果が上がっているところでございます。

また、既存の町営住宅において経年劣化により老朽化が著しく管理が困難となっている住宅は、昨年度より用途廃止や解体工事に着手しており、今後ニーズに対応した建て替えや跡地の宅地分譲を検討するなど、定住促進による地域の活性化を図りたいと考えております。

これらの施策によりまして空き家につきましては、地域おこし協力隊員の居住をはじめ、10戸以上が活用されておりまして、一定の効果が表れていると判断しておりますが、まだまだ十分とは言えず、引き続き定住環境の整備に努めて参りたいと思っております。

また3月議会において、期間延長を議決いただいた定住促進条例にもとづく支援措置の継続に加え、本年度見直しを行う森の国まつのまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、これまでの取り組みを検証しながら、企業誘致や産業振興などの仕事の面、若い世代に対する出産や子育て教育に対する支援など、あらゆる施策と連動させて定住にもつながるよう、総合戦略の見直しを進めて参りたいと考えておりますので、引き続き議会におかれましても御指導いただきますようお願いを申し上げます。

4 番 関 本
議 長

「議長4番」
「4番、関本豊議員」

4 番 関 本

ただいま町長からいろんな施策や考えをお聞きしましたが、空き家のリフォームについてですが、町が家主より借り受け、リフォームしてから若者に貸し付ける、こういった方法は採れないものだろうか。

もう1つ、住むようになってからでございますが、通勤範囲を広げるため、会社からも支給されている通勤手当を町独自で、支援金あるいは援助金として出すことはできないだろうか、この2点について町の考えをお聞かせください。

坂 本 町 長

「議長」

<p>議 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>ただいまの御質問、具体的にですね、空き家を町が改修をしてリフォームをして、それを貸し出しとするもの、あるいは通勤費用を一部支援をするという具体的な御提案でございました。全国にはこのような定住対策を進めている事例があるということは私も承知をしております。</p> <p>ただその、町がその実際にリフォームを行うというのは個人の財産に町が税金を投入をして、その価値を上げるということで賛否両論といたしますか、そういったことも十分に考えていかなければならないと思います。</p> <p>また通勤費用の支援なんですけれども、これも例えば東京に通勤される方が、今新幹線とか特急を利用すれば、十分に通勤できますよということで、その費用を自治体が負担するということで、これも実際にじゃあ予土線なり、宇和島自動なりの路線に対してすぐ適用できるかということは、なかなか難しいと思っております。</p> <p>しかしながら、関本議員さん御指摘のようにですね、この定住を促進するために、様々な補助制度を検討することは非常に重要だと思っております。全国の先進事例を情報を収集しながら、松野町に合った、この支援対策を進めて参りたいと思っております。</p> <p>同時にですね、この若者定住、人口減少に歯止めをかけるということは1つの側面からではできないと思っております。</p> <p>教育、子育て、あるいは産業、雇用の促進、そういったものを複合的に組み合わせて、じゃあ費用対効果を考えながらどういう方策が1番いいのか、松野町に合っているのか、そういうことをこれからも議員の皆様御指導をいただきながら、検討して参りたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いをいたします。</p>
<p>4 番 関 本 議 長</p>	<p>「議長4番」</p> <p>「4番、関本豊議員」</p>

議 4 議	4 番 関 本 長	<p>定住問題を考えていく上で、いろんな問題が多々あると思いますが、まずは議会と行政が一体となって取り組み多くの町民の皆さんから意見を聞く会を作ってもらい、1人でも多く住んでもらえる松野にしていきたい、そういったことを願いながら私の質問を終わります。</p> <p>答弁はいりませんか。</p>
議 4 議	4 番 関 本 長	<p>はい。</p> <p>以上で、関本豊議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告2番森岡健治議員の質問を許します。</p>
議 6 議	6 番 森 岡 長	<p>「議長6番」</p> <p>「6番、森岡健治議員」</p>
議 6 議	6 番 森 岡	<p>観光行政の推進についてお伺いいたします。</p> <p>本町は、「森の国まつり」として広く知られ、恵まれた自然を生かした観光交流産業の振興を推進してきました。</p> <p>特に、滑床溪谷の森の国ホテルや虹の森公園、ぼっぼ温泉など、周辺地域だけでなく、幅広く知名度を生かした交流人口の増大で、地域経済の活性化はもとより、町民の就労の場として人口減少を止めております。役割も大きく、基幹産業である一次産業を上回る程度の経済効果を上げていると思われます。</p> <p>このことから、長年にわたり町政の基本となる第5次総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略でも、自然を生かした観光交流産業の推進を重点的に取り上げているのが、森の国ホテルを中心とする滑床観光施設については、施設管理の効率化が図られないまま経営破綻の危機に陥るなど、ついに昨年度末には資産鑑定価格の5%にも満たない破格の価格で民間事業に譲渡するとすることとし、国立公園内国有林を管理する国の機関に対し譲渡許可の申請を進め、許可が下りれば正式に民間に譲渡されることとなっている。</p> <p>しかし、町政報告の基本方針を示す現行の第5次松野町総合計画、あるいは地方創生総合戦略には、この恵まれた自然の景観環境を生かした観光交流産業の振興に大きく期待し、地域の振興や住民の福祉向</p>

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>上に活路を求めた方針となっているが、事実上滑床観光施設の管理運営の権利を失うことになる。今後の観光行政を推進するに当たっては、地域経済の活性化、住民の就労の場、確保対策と今まで以上の効果的な推進を図ることが重要であり、単に自治体のみの力で推進するものでなく、民間の協力を結集して効果を上げていくことも必要であると考えます。</p> <p>そこで、町政の執行方針にもとづく具体的なプランを明らかにして町民の期待に積極的にこたえる必要があると思うが、町長の具体的な考えをお示し願いたいと思います。</p> <p>「議長」 「坂本町長」</p> <p>森岡議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>観光交流産業の振興につきましては、これまで町の観光施設を中心としたイベントの開催や各種産業との結びつきを生かした取り組みにより交流人口の増大に努めてきたところであります。</p> <p>御質問にもありました滑床溪谷の森の国ホテル、森の国ロッジにつきましては、議員各位にも大変御心配をおかけしましたが、民間事業者への譲渡という方法により、今後新たな形で再生に取り組むこととなり、現在その手続を進めているところであります。このことは、町にとっても大きな決断ではありましたが、時代の流れを見据えながら、よりよい方向へ改革するため、勇気を持ってチャレンジしていかねばなりません。</p> <p>足摺宇和海国立公園の滑床溪谷が松野町の観光交流事業の重要拠点であることは何ら変わりがなく、今後も、森の国松野町の観光交流の拠点として存続するよう、民間活力も導入して相乗効果を高め、観光事業を推進していく所存です。</p> <p>また本年度の町政の基本方針に町出資法人等の経営健全化と施設の適正管理を掲げましたが、虹の森公園は、引き続き指定管理者である株式会社まちづくり松野が経営を行っておりまして、昨年度末から</p>
------------------------------	---

本年度初めにかけて売り上げも上向き状態となっております。しかしながら、豪雨災害の影響から完全に脱却できたわけではありませんので、1日も早くしっかりとした経営体制を築き上げるよう役職員が一丸となって努力しているところであります。

いずれにいたしましても、観光交流事業は、様々な分野に波及していくもので、かごもり市場を核とした農業振興の取り組み、町内移動に係る交通対策の充実、商工業者や誘致企業との連携、歴史文化及び景観等の地域資源の活用など経済の地域内循環によって活性化に結びつけるとともに、地方の暮らしを情報発信することによって関係人口の増大、定住対策にもつながるものと考えております。

そのような中、本年度は第5次総合計画の中間見直し、森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定時期を迎えております。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する有識者会議、中間取りまとめ報告書では、「地方への新しい人の流れを作る」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」については、第1期では、施策の効果が十分に発言されていないと指摘されておりました。今後は重点的にこの施策の充実を図ることとなっております。

そこでは、観光事業において、海外から稼ぐ地域の取り組みが示されておりますので、本町ではインバウンドの取り組みはいまだ本格化していない状況であります。愛媛県が取り組んでおりますソウル便、上海便、台北便の国際定期路線や大型クルーズ客船の活用を視野に入れながら、広域的な受け入れ体制も整えていく必要があると考えております。

本町の総合戦略においては、中長期を見据えて人に注目し、地方創生の重要な柱として、地域の基盤となるコミュニティづくりや地域教育等に取り組む人材の育成、その人材が活躍するための環境を整備することが将来のまちづくりに資するものと捉えております。

今回の改定におきましては、これまでの事業の研修結果を踏まえ、実効性のある政策を計画に反映していきたいと考えておりますので、

				<p>議会におかれましても、更なる御指導をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>上げまして答弁とさせていただきます。</p>
6	番	森	岡	「議長6番」
議			長	「6番、森岡健治議員」
6	番	森	岡	<p>答弁ありがとうございます。</p> <p>それでは町長、お伺いいたします。</p> <p>森の国ホテルを譲渡することによって、町にとってどのくらいの費用対効果があるか。また、計画書の改正がなされる時期であります。町民が期待の持てる考えをお示し願いたいと思います。まず1点目。</p> <p>2点目が、全国的にいろいろな取り組みがなされてる自治体があります。何か行ってみたい、一品でも買いに行きいと思うアイデアが欲しいのですが、そこで第5次総合計画では、観光地経営を行うために、地域全体の人と資源をマネジメントし、売り込むことのできる体制づくりを行うとされているが、その取り組みと成果を具体的にお伺いいたします。</p>
坂	本	町	長	「議長」
議			長	「坂本町長」
坂	本	町	長	<p>はい。</p> <p>まず1点目の森の国ホテルの件でございます。</p> <p>実質的な費用対効果といいますか、経費の削減ということではもうこれは指定管理料が不要になるということでございます。これは通常年間森の国ホテルで2千万から3千万程度の赤字が出ておりましたので、それを民間のノウハウを導入するということでそれが削減できると思っております。</p> <p>ただ私、ここで強く申し上げたいのはですね、この森の国ホテルの民間譲渡ということは、30年続いた森の国ホテルの経営で大きな転機とはなりますが、決してただ後ろ向きの施策を推進しているとは思っておりません。新しい時代に即したやり方ということで、民間に譲</p>

渡をして積極的に運営してもらおう。この森の国ホテルにつきましては民間にお任せしますということです。森の国ホテルはそうですが、滑床溪谷全体につきましては、やはり松野町の観光の拠点でございますのでこれはしっかりと守っていきたい。それは松野町の責任だと思っております。

ただ言いましたように、ただ松野町のこの財政規模、財政状況だけで、広大な滑床溪谷を守れるかどうかということは、多少、心もとない面がありますのでそこは宇和島市さんと協力をして、あるいは国立公園でございますから、国や県の支援もいただきながら、あの美しい滑床溪谷はしっかりと守っていきたい。そう今でも強く思っているところでございますので、その点を町民の皆様も、滑床の何と申しますか権利を松野町は手放したということではなくて、これまでどおり、いや、これまで以上しっかりとこの滑床を中心とした観光交流施策に取り組んでいきたいということを御理解いただきたいと思っております。

もう1点、地域活性化という名のもとに、全国各地でいろいろな取り組みが、ユニークな取り組みが行われていると思っております。

私もいろいろな情報網を使って自分なりにそういった情報を収集しているつもりではございます。

その中で、例えば今一生懸命やっているのが中国地方それも山陰側の小さな村、あるいは奈良県のそれこそ人口1000人ほどの村、そういったところが地理的なハンディを克服していろいろな定住施策、交流施策あるいは子育て施策、そういったものを推し進めておられます。具体的にはこの場では申し上げませんが、私もその幾つかを実際訪れていろいろな話をお聞きしたいと思っております。

このことにつきましても是非議会のほうでもですね、積極的にそういった先進地にもお出かけをいただきまして、いいところを吸収してまた私のほうに御提案、御提言していただければ大変ありがたいと思っております。

これから松野町が目指す方向性というのは私はですね、都会並みの

	<p>そのインフラが整備されて賃金が上がって、しかし何か気ぜわしいギスギスしたミニ東京を追いかけることではないと思っております。松野町には中山間地域には、中山間地域なりの目標とするものがあると思っておりますので、その点につきまして十分に議会とも議論を戦わせながら、進めるべき方向を定かにしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>6 議 6 番 森 岡</p>	<p>「議長 6 番」 「6 番、森岡健治議員」</p>
<p>6 議 6 番 森 岡</p>	<p>はい。</p> <p>森の国ホテルについては、確かに指定管理料が削減されたということは間違いのない事実ではありますが、人の雇用が生まれなくなる。</p> <p>今の時点ではですよ。</p> <p>今度譲渡した場合に、その民間企業の方が、まずは町内の方を優先的に、雇用するのだということをしていただければ、また、町の定住施策には、合致するところが出てきますが。</p> <p>それと企業の税収そのものは全て宇和島市です。町そのものには何もないということですので、企業さんにいかに松野町とタイアップしていただけるか、その辺は今後、町長の努力、町長だけではない、私らあたりも全部そうですが、努力していかないといけないと思います。</p> <p>まず、そのことと、ええとですね、先進地、北海道も、北海道の端なんですが、網走近くなんですけれども、そこでですね、いわゆる校舎、いわゆる廃校になった校舎を専門学校で、そういう取り組みをされて、常にもうその生徒がそこに入ってくる。町で寮も構えるとそのことによって、いろんな人の交流がここ人口400人の村です。そういう場所もあります。</p> <p>またその続きでは道の駅、これもやはりすごいお客さんがあるところではありますが、距離が遠いからとかそういうわけじゃないと思います。何かその1つ、1つ考える。ここにしかないんじゃという取り</p>

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>組みをしていただきたいと、これは町長の今からの施策でありますのでちょっとそこの辺は町長の気持ちをお伺いしたいと思います。</p> <p>それと、ここの計画書にも書かれてますが、「町民と行政で課題と目標を共有し、地域が一体となった取り組みを推進します」と書かれております。これはなされているのかと特に疑問に思うところです。年に数回、町政懇談会を行いますと言って場所を提起されても、なかなか人もその時間にできない、合わないなどという問題があつて、町民全体がそのことに関して、意思統一ができてない部分が多分にあると思います。</p> <p>その辺について今後これをどのように改革していかないといけないか。文章では格好がいいことは書いてあるんですが、その辺ひとつ考えをお示し願ったらと思います。</p> <p>その答弁だけいただいて、私の質問を終わります。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、ただいまいただいた質問でございますけれども順にお答えをしていきたいと思ひます。</p> <p>まず雇用の面ですね、森の国ホテル当然ながら今閉鎖をしておりますので、職員の方、従業員の方はいらっしゃいません。</p> <p>ただお引き受け手の企業さんにもお願いしているのは、是非その職員募集するときは、前の従業員の方にも、我々から声をかけるので、対象としてください。ただ、これはですね、民間企業でございますのでいろいろな雇用条件がございます。お互いの条件が合えばということになりますけれども、地元から採用をお願いしますということは私の口からも申し上げているところでございます。</p> <p>それともう1点、税収とかで松野町にメリットがなくなるということでございますが、これまで滑床溪谷は宇和島市さんの御理解をいただいて、松野町が全て管理をする、ホテルも管理をしてきたわけでございますが、これからはですね、ほとんどが宇和島市の領域でございます</p>
-----------------------------	---

ますので、宇和島市にも積極的にこう滑床開発に係わっていただこうと、それなり応分の御負担が伴うかもしれませんが、役割を果たしていただこうというふうに思っております。

そうすることが宇和島圏域全体の発展にもつながることでありますし、また松野町のことを考えても、この滑床が輝きを取り戻す、たくさんの方が来ていただくということは、果てしないメリットがあると思っておりますので、その点は十分に宇和島市長さんとも連携をしながら、この滑床の在り方を考えていきたいと思っております。

2点目なのですが、全国いろいろな先進地がございます。

それぞれ成功しているところがたくさんあるわけでございますけれども、松野町と比較して、いろいろ地理的な条件でありますとか、特性が違います。そのままこうそのビジネスモデルを導入して成功するというにはならないと思いますが、しかし、やはりこれはいろんなところを見て回る。そして、その調査研究をするということは、これから松野のまちづくりに、大きなこう何といいますか成果があると思えます。積極的に私もそういったところ、今御指摘のありました北海道の事例とか詳しく教えていただいて、調査研究をしていきたいと思っております。

是非議員さんも、そのような動きを御自分の議員活動の中で展開していただいたらありがたいと思えます。

最後に住民との協働というところですが、今年度の当初予算のほうに地域づくり交付金というのを予算化、御承認をいただきまして、もう既に手続きを進めているところでございます。

私はですね、4000人の町ですから、一人一人の顔が見える。一人一人に寄り添った行政施策が打てるということが先ほど申し上げましたように小さな町の大きな挑戦というスローガンがございますが、それに合致したことだと思っておりますので、住民の皆さんとの意見交換は積極的に推し進めていきたい。

その中でも、やはりこの10部落、私はその自治コミュニティの規

	<p>模としてはこの部落が最適の規模ではないかなと思っております。その部落の区長さんをはじめ役員の皆様、そういった方とお話をしながら、ある程度ですね、各部落の自主性といいますか、自分たちのまちづくりは自分たちがやるんだよっていうことを、実践していただけるような、それがやりやすいようなバックアップを町のほうでやっていきたいというふうに思っております。</p> <p>何もかも町が企画して実行していく時代はもう終わったと思っております。住民の皆さんに、あるいは各部落にですね、思い切って権限と財源を移譲することがこれからのまちづくりの基本になると思っておりますので、そういった意味でこれからは部落だけではありません。ほかのいろんな団体あるいは個人の方がいらっしゃいます。そういった方を含めてお話し合いをしながら、そのお考えを町政に反映していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で、森岡健治議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告3番近藤由美子議員の質問を許します。</p>
<p>議 長</p>	<p>「議長5番」</p> <p>「5番、近藤由美子議員」</p>
<p>5 番 近 藤</p> <p>議 長</p> <p>5 番 近 藤</p>	<p>「議長5番」</p> <p>「5番、近藤由美子議員」</p> <p>キウイフルーツ花粉事業についてお伺いいたします。</p> <p>先般3月の産業常任委員会資料5の6ないし8ページにおいて次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金を使つてのキウイフルーツ花粉事業についての説明を行っていただきました。</p> <p>事業の趣旨、内容、メリット新たなビジネスモデルの構築案、スケジュールの説明を受けたのではありますが、主な要旨は、病気に強い国産花粉の需要の高まり、高齢者、身障者の雇用創出期待、本町は花粉栽培に適している。樹体への負担少なく長もちする。採取時期は5月上旬で繁忙期は3日前後である。</p> <p>これはあくまでも入り口であり、工程途中の花粉事業ではあるが、確固たる事業にするには、またビジネスモデルとして構築するのであ</p>

<p>坂本町長 議 坂本町長</p>	<p>ればなおさらで、出口も想定して、あらゆる角度から調査分析する必要があるのではないか。</p> <p>そこで具体的な質問であります。市場調査でどのくらいの家庭でどのくらいの頻度で食卓に上っているか。販路の確保は十分か。アクションはそれぞれどう起こすのか。スーパーではニュージーランド産の品種は皆様もご存じだと思いますけど、ニュージーランド産の品種が有名であるが、それを超える自信はあるのか。国産はほかの地域ではやっていないのか。</p> <p>私はニュージーランド産のものは西条で見つけております。</p> <p>どれくらいの価格であれば採算ベースに乗せることができるのかなどなど、先を見据えた調査様々な角度からの分析をする必要があるのではないかと考えるが、回答説明を求めます。</p> <p>お願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは近藤議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>キウイフルーツ花粉事業につきましては、3月定例会においてもその概要等を説明させていただきましたが、改めて御説明させていただきます。</p> <p>キウイフルーツは雄雌が別々の樹体であり、雄木の花粉で雌木が受粉し、雌木にのみ果実が実るものであります。</p> <p>今回の事業は、花粉を採取し精製して販売する事業で、雄木のみの栽培を行うものであり、果実そのものは生産いたしません。</p> <p>愛媛県はキウイフルーツの生産量が全国第1位であります。生産者が最大のリスクとして捉えているのがキウイフルーツかいよう病です。愛媛県内でも2014年に確認されており、ひとたび発生をいたしますと、感染を防ぐため園地全部の樹木を伐採することもあるため、生産農家だけでなく産地全体の死活問題に直結いたします。このかいよう病の感染ルートは輸入花粉によるものといわれておりまし</p>
----------------------------	--

て、愛媛県では安全で安心できる国産花粉を提供できる産地の育成を目指して参りました。

その検討の中で、県内産キウイフルーツの多くが中予東予地域で生産されており、松野町の近隣では、大規模なキウイの生産があまり行われていないことや、雨水検査でかいよう病の反応が陰性であったことなどから、松野町が適地として判断をされまして、農林公社との連携も見込まれることから、その最初の生産地としてこの事業を実施することになったものであります。

全国的に、果物の消費量が低迷する中、キウイフルーツの需要は伸びておりまして、今後も増加傾向にあることから、安全安心な花粉を精製するこの事業は、消費者のニーズに合致したものと言えます。

また花粉樹の栽培は、かいよう病の感染さえ防げば、果実を栽培するより作業性、管理状況、収穫なども安易であることに加えまして、花粉の販売単価も高値安定が継続をしております、有益な作物であると考えております。

花粉の需要につきましては、県内で使用される花粉量は年間約200キロ、そのうち農家や生産者組織などが自家採集精製するものが150キロありまして、残りの50キロが今輸入花粉に依存している状況であります。今年度施設整備する園地は約0.2ヘクタールであります。県内で需用のあるこの50キロを精製するためには、約1.5ヘクタールの栽培面積が必要となりますので、今後更に事業を拡大する可能性が高いと言えます。

また、全国的にも花粉事業に特化した産地はまだありませんので、トップランナーとしての優位性も期待できます。

去る6月3日に花粉の生産農家3戸と精製事業者である農林公社によって事業組合が設立されました。3戸の農家のうち2戸は親子での参画でもあり、若い後継者が新しい農業のモデル事業体になると大きな期待もしているところであります。

本格的な精製作業は3年先からであります。安定した収益を上げ

<p>5 議 5 番 近 藤</p>	<p>るためにはしっかりとした基礎を構築堅持することが重要であると認識しておりまして、県から園地整備や栽培環境の指導も受けながら技術の習得、高品質かつ安定した精製に向けた研究等に既に取り組みを開始しているところでございます。</p> <p>また販路につきましても、安全安心な国産花粉への関心は高く、県内生産者だけでなく、国内各地での需要も見込まれておりまして、キウイフルーツの花粉を取り扱う業者とも具体的な交渉を開始し、有利な販売先の確保に取り組んでおります。</p> <p>以上、事業の概要、県内の実情、松野町での事業実施状況等について御説明いただきました。</p> <p>この事業は愛媛県からも、特産品であるキウイフルーツの生産振興につながる重要な事業として、園地整備技術指導とも、また補助金の活用なども積極的な支援をいただいておりますので、議員におかれましても松野町がキウイフルーツ花粉事業の有力な産地として確立できますように御支援いただくことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>「議長 5 番」</p> <p>「5 番、近藤由美子議員」</p> <p>説明はよく分かりました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでもうひとつ忘れられないのは、キウイフルーツっていうのはものすごく栄養価が高くて、健康によく栄養価が高い健康的なフルーツであるということをしっかりと認識してもらって、それで具体的に販売を進めていただけたらいいかなと思います。</p> <p>それとそうでなければ、マンゴー事業で分ったように高コスト、燃料代が高いなどの最初から分かっていた問題で、失敗という結果に終わってしまい10年間税金の無駄遣いということになり、町民に負担をかけることとなります。</p> <p>もちろん我々もチェックを怠った結果で、10年も伸ばしてきたと</p>
----------------------------	---

	<p>ということが言えるんですけど、この轍を二度と踏んではならないと思っております。</p> <p>何はともあれ、この花粉事業がビジネスモデルとして構築するのであれば、より慎重に施行プロセスに沿って展開し、係わっている人々全てに対しフォローをし続ける、最後までフォローし続ける覚悟と責任を持って町民の期待に応えてください。</p> <p>そのような形で実行をお願いいたします。</p> <p>これで私の質問は終わります。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	<p>今の再質問いただいたわけですが、まずキウイのPRといえますか、そういうことに関してですが、先ほど申し上げましたように今回の事業は、キウイそのものの果実を栽培するわけではございませんので、松野町産のキウイという売り出し方は当然できません。</p> <p>ですから消費者と密接に係わり合うということは少ないかと思いますが、キウイ全般のですね、今ほど申し上げられましたような栄養価とか、健康にいいということは十分にいろんなチャンネルを使って宣伝をしていきたいと思っております。</p> <p>そうすることが、少しでもこのキウイ全体の需要といえますか、価値を高めるものだと思っております。</p> <p>またですね、マンゴーにつきましては、今の御質問、一般質問の通告と外れますので簡単に申し上げますと、次のですね、農林公社の営業報告のところですね、若干触れさせていただきますので、またその点を御理解をいただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上で、近藤由美子議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議長	<p>ここでしばらく休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(1 0 : 3 3)</p>

議 議	<p>(休憩 10:33 ~ 再開 10:45)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:45)</p>
坂本町 議	<p>日程第4 報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町 議	<p>「議長」</p>
坂本町 議	<p>「坂本町長」</p>
坂本町 議	<p>それでは報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告」につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況等を御説明申し上げます。</p> <p>なお、本日御報告する内容は、令和元年5月30日に開催された鬼北土地開発公社理事会において承認されたものであります。</p> <p>鬼北土地開発公社は、鬼北地域内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるため、出資団体である鬼北町、松野町の委託を受けて、必要となる公共用地等の先行取得、造成、管理などを実施するために設立された団体です。</p> <p>ただし土地開発公社は、現在保有する土地はすべて売却済みで借入金をすべて繰上償還しております。</p> <p>平成30年度決算につきましては、新たな土地の取得などの事業を実施していないため、事業収益、事業原価とも決算は0円となっております。</p> <p>事業以外の収支につきましては、収入のうち事業外収益は、普通預金利息が0円、定期預金利息が500円、運営費補助金が9万4千128円で、合計9万4千628円の決算となっております。</p> <p>支出のうち販売費および一般管理費は、役員報酬が4万9千908円、需用費が4万2千600円、役務費が2千220円で、合計9万4千628円の決算額であります。</p> <p>次に財産目録について説明いたします。資産の部では、普通預金10万7千395円、定期預金500万円となっており、負債の部では、</p>

	<p>短期預り金として役員報酬の源泉所得分と運営費補助金超過分が合わせて10万7千395円で、差引の正味財産が500万円であります。</p> <p>続いて貸借対照表では、財産目録で説明した事項に加えて、資本の部で両町から出資している基本財産を加えて負債資本合計が510万7千395円となっております。</p> <p>また損益計算書では、販売費および一般管理費、事業外収益がともに9万4千628円であり、従って経常利益、当期純利益とも0円の決算となっております。</p> <p>最後に今回の会計期間における資金の流れをキャッシュフロー計算書によって報告しておりますが、今年度は事業収入がないことから、運営費補助金等収入9万7千991円から、経費等を差し引いた3千374円に受取利息500円を加え、3千874円となります。</p> <p>このほか、投資活動及び財務活動による資金の動きはなく、現金及び現金同等物期末残高は510万7千395円となっております。</p> <p>各種事業におきまして、公共用地の先行取得の需要が減少するなど行政ニーズが変化しておりまして、ここ数年は本町が土地開発公社を利用する機会はありませんでしたが、今後、住民福祉の向上や地域経済の活性化のために大型事業の導入が必要となった場合には、土地開発公社の存在意義が出てくると思われます。このため、鬼北町とともに土地開発公社の健全な運営に努めて参りますので、議員各位の格別の御指導御支援をお願いいたしまして、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>	
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		以上で、報告第2号の報告を終わります。
議	長	日程第5 報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。

	町長に報告を求めます。
坂本町長	「議長」
議	「坂本町長」
坂本町長	それでは報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告」につ
	きまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決
	算状況等を御説明申し上げます。
	御承知のとおり、本法人につきましては、町が出資して設立された
	法人で、平成29年2月1日より指定管理者として観光施設の運営に
	あたっております。
	平成30年度は、7月豪雨災害のため、虹の森公園が約1ヶ月の休
	業、森の国ホテル、ロッジの滑床観光施設につきましては、県道崩落
	の影響により10月上旬まで休業することとなってしまいました。こ
	の状況を受けて、森の国ホテル及び森の国ロッジにつきましては、民
	間への譲渡を行うという方針を固め、平成30年12月末をもって完
	全休業をし、3月末で指定管理を解除したところであります。民間譲
	渡先の選定につきましては、3月末に候補者を選定し、現在その手続
	きを行っているところでありまして、このことはこれまで御説明した
	とおりでございます。
	従いまして、今回の決算は両施設で中長期の休業期間が生じており
	ますので、通常の決算内容と状況が異なるということをあらかじめ御
	理解をいただきたいと思っております。
	本日御報告する内容は、令和元年6月5日に開催された株式会社ま
	ちづくり松野第3期定時株主総会において承認されたものでござい
	ます。
	本法人の事業報告及び決算状況につきましては、河川公園施設であ
	る「虹の森公園」と滑床観光施設の「森の国ホテル」の2部門に分か
	れます。
	資料の3ページ、まず虹の森公園についてですが、全体では売り上
	げが実績が1億5千944万1千円で、前年度参考値対比は84.

2%であり、豪雨災害の影響や人員不足による部分営業の影響など、いくつかのマイナス要因が関連しておりますが、冬季から春休みにかけては比較的好調であったという内容でございます。

部門別になりますが、まずおさかな館につきましては、災害後の営業再開時には、復興感謝フェアとして8月の特別入館料の設定や8月13日の特別感謝デーなどにより入館者数の増が図られ、オフシーズンについても予想より好調に推移することができております。

飲食部門につきましては、豪雨災害の影響が大きく、全体的な売上低下に加え、フードコーナーの営業休止による影響もありました。道の駅七駅の共同企画のメニュー等により集客対策に努めてきたところでございます。

物販部門につきましては、かごもり市場及びガラス工房の部門ですが、ちょうど大きな売り上げが見込める桃の収穫時期に災害に見舞われ、それ以外にも農作物全般が被害を受けました。生産者の高齢化、出荷者の減少などが課題となっております。今後の生産者と情報交換、そして出荷時期等の確認による品物の充実に努めることが求められております。

次に森の国ホテルですが、先ほど申し上げましたとおり、平成31年3月末をもってまちづくり松野による指定管理を解除することとなり、現在は譲渡手続きの最終段階となっているところです。

続きまして決算報告に移ります。

観光事業の収支につきましては、事業規模及び事業内容の関係で、売上及び仕入に係る消費税額が大きいため、平成29年度決算の際に、消費税の納付額が確定するまで正確な収支状況を把握できなかったという点が課題となっております。それを解決するため平成30年度からは税抜経理を採用いたしましたので、ここからは税抜表記により御確認をお願いいたします。

資料5ページ、平成30年度の決算状況につきましては、まず法人全体の貸借対照表では、資産の部で、流動資産として現金預金2千9

04万7千円のほか、売掛金93万6千円、未収入金29万7千円、商品在庫483万3千円、その他を合わせまして計3千577万4千円、固定資産として構築物、器具備品、一括償却資産などが99万7千円、この2つを合わせて3千677万2千円となります。

これに対する負債の部では、流動負債として、買掛金が596万円、未払金が571万4千円、そのほか預り金及び未払法人税等を合わせまして1千256万3千円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金マイナス5千595万円で、差し引き2千420万9千円という状況になっております。これにより、負債・純資産合計が3千677万2千円となっております。

次に6ページをお開きください。

損益計算書では、虹の森公園の売上が1億4千763万6千円、森の国ホテルの売上が1千275万1千円で合計1億6千38万8千円となっております。これに対する原価が8千64万3千円で、売上総利益、いわゆる粗利が7千974万4千円、そして販売費一般管理費が1億5千572万6千円であり、この段階で営業利益がマイナス7千598万1千円となっております。雑収入は5千449万3千円ですが、ここには指定管理料5千92万5千円が含まれております。これに貸倒引当金戻入金や法人税等を加減した金額が当期純損失となり、マイナス2千162万6千円の決算としております。

続きまして7ページ、施設別の損益計算書ですが、虹の森公園につきましては、純売上高は3部門の売上額で合計1億4千763万6千円であり、これに対する原価7千546万1千円、販売費・一般管理費1億1千413万円を差し引いた金額がマイナス4千195万5千円となっており、これに営業外収益1千608万4千円を加えますが、ここに指定管理料1千296万2千円が含まれております。当期純損失はマイナス2千568万2千円の決算となっております。

8ページ、森の国ホテルにつきましては、純売上高は1千275万1千円で、これに対する原価518万2千円、販売費・一般管理費4

	<p>千159万6千円を差し引いた金額がマイナス3千402万6千円となっており、これに雑収入等3千840万8千円を加えておりますが、ここに指定管理料3千796万2千円が含まれておりまして、当期純利益は405万6千円の決算となっております。</p> <p>以上が今期の決算内容であります。</p> <p>本年度からは虹の森公園に集中して経営を行っていくわけですが、人員体制や運営方式を見直しながら、組織の基盤をしっかりと固めているところでありまして、取締役会や職員会議における協議を進めながら、常に状況の確認、意見交換を行い、着実に目標、事業計画にもとづいて取り組むこととしておりますので、今後とも御指導御支援をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>
議	<p>長 これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第3号の報告を終わります。</p>
議	<p>長 日程第6 報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	<p>長 「議長」</p>
議	<p>長 「坂本町長」</p>
坂本町	<p>長 それでは報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告」について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況等について御説明をいたします。</p> <p>なお、本日御報告する内容は、令和元年5月23日に開催された株式会社松野町農林公社定時株主総会において承認されたものであります。</p> <p>平成30年度は御承知のとおり7月豪雨災害に見舞われ、松野町農</p>

林公社においても多大な影響が出ております。そのため、厳しい決算状況となっておりますが、御事情をお察しいただき、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

お手元にお配りの株主総会資料にもとづき、松野町農林公社の事業報告と決算状況を御説明いたします。

農林公社の主な事業は、野菜苗や花苗栽培の育苗事業、試験研修ハウスでのトマト栽培事業、農作業受託のアグリレスキュー事業、ブルーベリーやマンゴー栽培、森の国ファーム運営等の特産品開発事業、さらには、梅加工場の運営による梅事業の5部門であり、地域農業における先進的なモデル経営体として、また町の農業施策を展開する上での力強いパートナーとして、農業振興全般にわたり中心的、先導的な役割を果たしていることは御承知のとおりでございます。

それでは、平成30年度の営業実績等について、事業ごとに御説明を申し上げます。

1ページは、総括としての営業報告を記しておりますが、先ほど申したとおり豪雨災害の直接的、間接的な被害により純損失決算となっております。

詳細については、部門ごとに説明させていただきますので、内容は目通しをお願いいたします。

では、事業ごとの報告を行います。

ページは2ページからであります。

項目1、アグリレスキュー事業は、作業依頼総数が、463件、897万9千円であります。単純比較では、461万円の減額ではありますが、昨年度は、町が委託した園地再生事業、701万5千円が含まれておりますので、それを除く実質的な事業実績対比では、240万5千円の増額となっております。現状ではアグリレスキュー事業に対する依存度の高まりから、受託作業は全体的に増加傾向にあり、今後の町農政の大きな受け皿であることは間違いないと感じているところであります。作業受託料とアグレス隊員の支払いへの関係から、

経費も増額をしております、町補助金での補填はしておりますものの、採算ベースには至っていないのが現状であります。特産作物の維持、振興や農林公社が直接的に園地経営にも取り組むべき必要があることから、経営の在り方、見通しを検討した上で、機械整備等も含めて、町からの継続的な支援が必要と考えております。

次に3ページ、項目2の育苗事業であります。

公社の売上げや収益性の大きな部分を担う育苗事業において、7月豪雨災害の影響を受け、総額では3千906万2千円、前年比166万6千円の減額となりました。主な要因は、野菜苗において販売先である農家、農地が被災し、農業全般が疲弊したこと、その影響が長引き、シーズン全体に及んだことが挙げられます。JA三間や大口の個人農家も災害が影響していると思われるため、顧客へのフォローにより、出荷量の回復につなげていきたいと考えております。また、別途追加注文の要望もあることから、施設の調整により栽培ハウスを確保し、増産体制を図るための検討を実施したところであります。花苗については全体的に増加をしておりますが、大口顧客である事業者の出荷量は減少傾向であり、新たな販路の開拓が課題となっております。育苗事業の両輪である野菜苗同様に、増産するための栽培ハウスを確保し、対応を検討したところであります。

4ページに移ります。

さくらひめについては、栽培開始から3年目を迎え、県研究機関の指導や栽培設備の改修改善もあり、栽培技術、品質とも向上しております。30年産については、県内外の市場からも高い評価を得ており、販売単価も119.5円と、他産地と同様の水準となっております。新たな取引先へのお荷も開始をしております、必要とされる市場の需要に対し、供給量の確保に努めるとともに、農家普及への確実な足掛かりとなるよう、更なる充実を図りたいと考えております。

次に4ページ中段、項目3、試験研修ハウスでのトマト栽培事業では、全体の収穫量は20.3トン、販売額は1千233万4千円と、ほ

ば前年同額となっております。A棟の暖房用温水ボイラー改修工事の都合により無加温状態の影響もありましたが、育苗の在り方や栽培方法の改善により、栽培期間が若干短いにも関わらず、前年とほぼ同額の結果を得ることができました。

今後も長年の経験値を生かし、品質向上、収量増加に向け努力を重ねていく所存であります。

次に5ページ、項目4、特産品開発事業につきましては、森の国ファームの運営とブルーベリー、マンゴーを中心作目とした果樹生産であり、その総額は767万9千円の販売額であります。森の国ファームは、4月より新たな体験事業や飲食物の提供を開始いたしました。レジ通過総計は、402万5千円となり、前年比164万9千円と増額しております。新たな体験施設として認知度も上がり、効果は波及していると思っておりますが、7月豪雨災害の影響は否めず、夏休みシーズン中の来場者は十分とはいえない状況でありました。

今後の集客対策、虹の森公園全体の相乗効果等に努め、更なる振興を図りたいと考えております。

ブルーベリー、マンゴーの出荷量、販売金額は5ページ下段に記載しておりますが、ブルーベリーにつきましては、先の豪雨災害によりファーム園地において大きな被害を受けたことから、130万円ほどの損失となっております。しかし、五郎丸園地の成長もありまして、157万5千円の売上げ、35万6千円増額でありました。選果基準には市場からの高い評価もありますので、人件費の在り方等も検討しながら、品質維持と有利販売に努めていきたいと思っております。

マンゴーについては、摘果対象としてきた小さな果実も、ミニマンゴーとして販売したことから、出荷量は154.9キロ増の635.2キロとなりましたが、売上げ全体では前年並みとなりました。

先ほど近藤議員の一般質問の中でも多少触れられていただきましたが、マンゴーは10年ほど前から雇用対策の一環として取り組んでいるものでございます。マスコミでも毎年報道され松野町と農林公社

のPRに大きく貢献することができました。しかし10年を経過し当初の目的がほぼ達成されたこと、一般の農家に普及するような作目ではないこと、育苗施設のハウスが不足しておりそちらに現在のマンゴーハウスを転用する必要があることなどの理由と、やはり採算性そして現在の農林公社の財務状況も考慮して、今シーズンをもってマンゴーの栽培を終了することとしております。

最後に6ページ、項目5、梅事業であります。

依然として生産面、販売面ともに厳しい状況に変わりはありませんが、受入量は、多収量であった昨年よりも更に7.0トン増加し、完熟梅で43.0トンとなりました。猛暑による梅の需要が多かったこともありまして、買取り単価は例年の1.2倍となり、農家への支払いもその単価で精算することができております。受入のA品率と、出荷時のA品率の落差をなるべく少なくすることで、農家への精算単価の向上に努めているところであります。

なお、出荷状況は記載のとおりであります。県内での製品化にも取り組みを開始しているため、一部は県内業者への出荷も実施しているところであります。

梅園地につきましては、公社の作業委託による部分も多いため、栽培管理を徹底し、丁寧な収穫や出荷時の選果をより厳正にすることにより、よりよい果実の生産とA品率向上に取り組んで参ります。

以上のような事業展開を踏まえ、次に、平成30年度の決算状況を御説明をいたします。

資料の9ページ、貸借対照表では、資産の部で、まず流動資産として、現金預金828万4千円のほか、未収入金1千264万4千円、商品在庫696万7千円等で、計3千50万6千円であります。次に、固定資産として、有形固定資産、出資金を合わせ、計1千567万1千円となっており、流動資産、固定資産を合わせて資産の合計額は、4千617万8千円となっております。

これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等

で1千430万円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて3千187万7千円であり、合計4千617万8千円となっております。

次に10ページ、損益計算書であります。アグリレスキュー事業などの作業売上が897万9千円、育苗事業の売上げが3千906万2千円、トマト栽培のハウス事業の売上げが1千233万4千円、特産品販売事業が767万9千円、梅事業の収入が1千193万9千円であり、5つの事業合わせて7千999万5千円となっております。

これに対する売上原価が8千166万4千円で、売上総利益は166万8千円のマイナスとなっております。販売費及び一般管理費が4千279万5千円で、この時点での営業利益はマイナス4千446万4千円となっております。これに営業外収益として、指定管理料、町の補助金のほか、利息、配当金、雑収入の合計額3千314万4千円を加え、営業外経費、法人税を差し引きした最終的な当期純利益は、1千150万4千円のマイナスの決算となっております。

11ページが損益計算書の中段、販売経費及び一般管理費の詳細、12ページは、損益計算書の売上原価の当期製品製造原価の内訳でありますのでお目通しをお願いいたします。

最後に10ページの損益計算書の最下段、当期純利益がマイナス決算となっておりますので、その要因と見解、今後の見通しを述べたいと思います。

最初に申し上げたとおり、今年度決算への一番の要因は、長雨からの7月豪雨災害と、度重なった台風襲来など、未曾有の災害に起因しております。売上げは、前年比559万1千円の落ち込みであります。本来であれば、施設整備したファームの売上げが伸び、人員の拡充や樹体等の生育などにより、増収となるべき年度であったと考えております。一番の繁忙期、夏場の営業期間に被災したことにより、直接的、間接的に多大な影響を受けてしまいました。農業に関連した事業を展開していることもあり、被災した後の復興もままならない状況

から、年度内を通じて影響が残り、経営全体に波及したものと感じております。

経費については、賞与のカットなど、自助努力も行いましたが、全体の影響をカバーできるまでに至りませんでした。

今後の見通しでは、公社役員からも、今年度の状況を危惧する意見が出されており、次年度以降、農家や販売先への細やかで丁寧な対応に努め、顧客、販売先、販売数量の拡大を図り、健全経営を図ることといたしております。

また先の説明でも触れましたが、事業内容の見直しと施設の有効活用に努め、今以上に経営努力を図ると共に、公社設立の趣旨に立ち返り、町内農業の振興に努めたいと、次期計画を決議しております。

会計担当の税理士からも、「自然相手の事業を展開している公社の決算については、その状況により、上下動することは避けられず、今年度のような決算状況も受入れざるを得ないが、明確な経営方針、懸命な経営努力をされているため、まだまだ今後の事業に期待が持てる。」という御意見をいただいております。

町としても、これからの農林公社の活躍に大きな期待をしながら、共に農業振興のために努力したいと考えております。

今回の補正予算にて計上予定の新たな研修制度への取り組み、当初予算で計上した新たな農業振興施策であるキウイフルーツ花粉事業など、公社の役割は、重要度が増していると認識をしております、益々の奮闘に期待をしております。

以上、松野町農林公社の平成30年度の決算状況を御報告いたしました。

今後も、農業振興の中核的組織としての位置づけはもとより、多面的な農業の展開、実質的な農業の担い手など、より強いリーダーシップを発揮されることに、町民の期待も大きなものがあると感じております。

私も、町政における産業振興の責任者として、農林公社の筆頭株主

		<p>として、また社長として、農林公社の更なる発展について、指揮監督にあたる所存でございます。</p> <p>議員各位におかれましても、より一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告といたします。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第4号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第7 報告第5号「平成30年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>報告第5号「平成30年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告申し上げます。</p> <p>本報告は、地方自治法第213条の規定により、前年度の歳出予算で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定にもとづき、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものでございます。</p> <p>繰越事業は、会計年度任用職員制度導入支援業務委託事業ほか14事業となっており、繰越総額は2億7千103万7千円で、その財源内訳は、国庫支出金1億7千851万6千円、県支出金2千220万2千円、地方債4千720万円、分担金及び負担金等1千28万円、繰越金1千283万9千円を充当するものであります。</p> <p>以上、御報告を申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 長	<p>以上で、報告第5号の報告を終わります。</p> <p>日程第8 承認第7号「専決処分の承認について（松野町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは承認第7号「松野町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方税法等の一部を改正する法律ほか、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されました。</p> <p>このことから松野町税条例等の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで専決処分をしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。</p> <p>平成31年度の税制等の改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置等の見直し、市町村等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化、森林環境税及び森林環境譲与税の創設、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等が行われました。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第7号は、即決したいと思いま す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第7号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第7号「専決処分の承認について(松野町税条例 等の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しま した。</p>
議	長	<p>日程第9 承認第8号「専決処分の承認について(令和元年度松野 町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))」を議題とし ます。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは承認第8号「令和元年度松野町住宅新築資金等貸付事業特 別会計補正予算(第1号)」について、提案理由を御説明申し上げます。</p>

		<p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月31日付けで専決処分をした同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。</p> <p>内容は、平成30年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において4千110万7千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成31年度会計から繰上充用により補填をしたものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第8号は、即決したいと思えます。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第8号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p>

議	<p>したがって、承認第8号「専決処分承認について（令和元年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>日程第10 議案第46号「報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	「議長」
議	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは議案第46号「報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明を申し上げます。</p> <p>去る5月15日、最近における物価の変動、選挙等の執行状況を考慮し選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を見直すことを骨子とした「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」並びに「公職選挙法の一部を改正する法律」が施行をされました。</p> <p>この法改正に伴い、同法の改正内容に準じて別表のとおり報酬額の改定を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。</p>
議	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p>
議	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第46号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議	異議なしと認めます。

議 長	<p>したがって、議案第46号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第46号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第46号「報酬及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第11 議案第47号「松野町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議 長	<p>「議長」</p>
坂本町 議 長	<p>「坂本町長」</p>
議 長	<p>それでは議案第47号「松野町森林環境譲与税基金条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>この度、森林の有する地球温暖化防止や災害防止・国土保全、水源涵養等の公益的機能を保持するための森林整備等に必要な安定的地方財源を確保する目的で森林環境譲与税が創設され、今年度より交付されることとなりました。</p> <p>このことから森林経営管理法の趣旨を踏まえ、将来的に町が取り組む森林整備に必要な事業の財源として新たに基金を造成するに当たり、その目的、用途等について規定するものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>

議	長	す。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第47号は、即決したいと思 います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第47号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから議案第47号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第47号「松野町森林環境譲与税基金条例の制定 について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第12 議案第48号「松野町介護保険条例の一部を改正する 条例について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第48号「松野町介護保険条例の一部を改正する条

	<p>例」について提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の保険料軽減が強化されました。</p> <p>今回の改正内容は、従来から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで拡大し、第1段階の保険料の年額を現行の36,500円から30,500円、第2段階を60,900円から50,700円、第3段階を60,900円から58,900円に改め、介護保険料改正に伴う施行期日、経過措置に関する条文を加えるものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第48号は、即決したいと思います。</p>
議	<p>長 御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第48号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第48号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第48号「松野町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第13 議案第49号「動産の買入れについて」を議題とします。町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第49号「動産の買入れについて」、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、株式会社松野町農林公社のアグリレスキュー事業において、農作業受託作業における田植機やコンバインほか農業機械等の輸送に必要なキャリアカーを購入するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定にもとづき、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>去る5月29日に指名競争入札を執行した結果、有限会社松野オートサービス代表取締役生谷紀美代氏を契約相手方とし、契約金額は、消費税込みで499万8千765円、納入期限は令和元年11月29日としております。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第49号は、即決したいと思</p>

議	<p>ます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第49号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第49号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第49号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第14 議案第50号「動産の買入れについて」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	<p>長 「議長」</p>
議	<p>長 「坂本町長」</p>
坂本町	<p>長 議案第50号「動産の買入れについて」、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、塵芥処理作業に必要なパッカー車の更新に当たりまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>去る5月29日に指名競争入札を執行した結果、山崎自動車整備工場代表者山崎考規氏を契約の相手方とし、契約金額は消費税込みで6</p>

	<p>38万7千320円、納入期限は令和2年3月19日としております。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第50号は、即決したいと思っております。</p>
議	<p>長 御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第50号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第50号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>長 起立全員です。</p> <p>したがって、議案第50号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>長 日程第15 議案第51号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。</p> <p>議案書を配布します。</p>

	<p>しばらくお待ちください。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	「議長」
議	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは議案第51号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任</p>
	<p>について」、提案理由を御説明申し上げます。</p>
	<p>平成25年6月より2期6年にわたり、固定資産評価審査委員会委員</p>
	<p>として御尽力いただいております、小林健一氏が本年6月18日</p>
	<p>に任期満了、勇退されることとなりました。</p>
	<p>このことから後任として、地域住民の信頼も厚く、識見豊かな毛利</p>
	<p>達晴氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、</p>
	<p>議会の同意を求めるものでございます。</p>
	<p>よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。</p>
議	<p>お諮りします。</p>
	<p>本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略したいと思います。</p>
	<p>御異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>したがって、質疑討論を省略することに決定しました。</p>
	<p>これから議案第51号を採決します。</p>
	<p>お諮りします。</p>
	<p>ただいま、議題となっております議案第51号について、原案のと</p>
	<p>おり決定することに御異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>したがって、議案第51号「松野町固定資産評価審査委員会委員の</p>
	<p>選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第16 議案第52号「令和元年度松野町一般会計補正予算</p>

<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>(第1号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは議案第52号「令和元年度松野町一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、各種補助事業の内示に伴う事業費の追加や森林環境譲与税基金の造成ほか、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、1千925万7千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ34億9千425万7千円とするものであります。</p> <p>まず、債務負担行為の補正について御説明を申し上げます。</p> <p>本年度当初予算において、効率的な行政運営及び複数の自治体でシステムの共同利用を行うことで経費削減につながることを目的として、基幹系システムの自治体クラウド構築委託料242万円を計上しているところですが、更なる業務の効率化を図るため、住民基本台帳システムや国民健康保険システム等の住民情報システムの一元化に向け、システムの構築業務委託に係る経費として、期間を令和2年度までとして、限度額1千75万円の債務負担行為を追加をしております。</p> <p>次に、歳出補正予算の主なものについて御説明申し上げます。</p> <p>3款民生費では、本年10月から施行される幼児教育・保育無償化に対応するため、障害者福祉費に、障害福祉サービスシステム改造委託料16万2千円、児童福祉総務費に、子ども・子育て支援システム改造委託料638万円を計上しております。</p> <p>次に4款衛生費では、保健衛生費に、町民の健康保持及び増進を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や予防接種をしやすい環境を整備することを目的として、18歳以下のインフルエンザ予防接種を</p>
------------------------------------	---

受けた方に対し、自己負担分の1,000円を控除した額を補助金として交付する、インフルエンザ予防接種費補助金238万円を計上しております。

次に6款農林水産業費では、担い手育成対策費に、農業の担い手確保対策が喫緊の課題となっている中、株式会社松野町農林公社の研修制度の充実を図り、具体的な営農ビジョンを想定した指導体制を確保することで、農業の次世代を担う人材の育成・確保を図ることを目的とし、農林公社に対して、受入体制の整備や研修ほ場の基盤整備等に要する経費について補助する、次世代ファーマーサポート事業費補助金226万円を計上しております。林業振興費には、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って、皆で森林を支える仕組みを作るため、平成31年の税制改正により、森林環境譲与税が創立されたところでありますが、この森林環境譲与税については、森林経営管理法の目的達成のために利用することが義務づけられております。その目的をより効果的に実現するため、宇和島市、鬼北町、南予森林組合と連携して広域的な組織として「森林管理推進センター」を発足するに当たりまして、センターの運営経費として、3市町において、人工林面積等の負担割合にもとづいた、本町分の森林管理推進センター負担金233万8千円を計上しております。

また、先ほど可決いただいた松野町森林環境譲与税基金条例の制定に伴い、今後の森林整備等の目的達成を図るため、森林環境譲与税基金積立金として436万7千円を追加しております。

次に9款消防費では、非常備消防費に、大規模災害時等における被災箇所との連絡体制の確立や救援等の活動を目的として、平成19年度に松野町消防団赤バイ隊を発足し、現在3名体制で各種消防活動を行っていただいておりますが、隊員用の装備品が整備より12年が経過し、劣化が著しいことから更新を図るため、消耗品費72万円を計上しております。災害対策費には、安心・安全な地域づくりに資することを目的として、防災体制の一層の充実強化及び、応急対策の機能

	<p>向上等を図るため、例年、愛媛県総合防災訓練が開催されているところですが、今年度は、本町と鬼北町が開催地となっております。当初予算において、関係市町負担金として、7万8千円を予算計上しておりますが、別途、消防署が実施する救出・救護訓練経費を開催地において負担する必要があるため、県総合防災訓練負担金65万円を追加をしております。</p> <p>これらの歳出に対応いたします歳入としては、2款地方譲与税670万1千円、14款国庫支出金654万2千円、15款県支出金113万円、16款財産収入3千円をそれぞれ追加するほか、最終の財源調整として、10款地方交付税488万1千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	<p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第52号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第52号は即決することに決定しました。続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第52号を採決します。</p>

議	<p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第52号「令和元年度松野町一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第17 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
議	<p>日程第18 「議員派遣の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。</p>
議	<p>これで会議を閉じます。 (11:46)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。</p>
坂本町議	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>

坂 本 町 長

それでは、議会の閉会に当たりまして議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重な審議を経て議決をいただきましたことお礼を申し上げます。

条例や補正予算などの審議、更に一般質問等を通じ、議員各位から賜りました貴重な御意見等を踏まえまして、将来につながる施策が推進できますよう鋭意努力して参りたいと存じます。

さて町内においては今月 24 日から各部落からの要望事項を踏まえ、現地調査を実施することとしております。それぞれの部落からは道路や河川の整備や水路の改修、崖崩れの防災対策工事や消防防災施設整備の充実など、数多くの要望事項が出されておりました、関係課とともに現地の状況を拝見させていただき、具現化できるところから順次適切に対応して参る所存でございます。

また、本年度当初予算でお認めていただいた地域づくり交付金の活用と合わせて、各部落と行政が連携協力役割り分担をして地域のコミュニティを維持発展させる仕組みをしっかりと構築していきたいと思っております。

本格的な梅雨や台風のシーズンを迎え、今後、大雨や長雨による土砂災害、河川の増水が懸念をされます。先般、内閣府から改訂版が公表された避難勧告等に関するガイドラインではあらゆる世代を対象とした継続的な防災教育や避難訓練等をとおして、自らの命は自らが守るという意識を徹底させること、有事の際に避難行動等を支援するため、住民がとるべき行動を 5 段階のレベルに分け、解りやすい防災情報を提供することなどについて示されております。このことから、本町でもこのガイドラインにもとづきまして適切かつ速やかな情報の提供指示ができる体制をしっかりと整えて参りたいと存じます。

10 月には愛媛県総合防災訓練が本町と鬼北町を会場として実施されます。町民の皆様におかれましては、是非このような訓練や自主防災会での活動をとおして、今一度防災意識を醸成していただき、災

